

武蔵野市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月20日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘



<p>れにも該当しないもの  ロ (略)</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>107,100円</u>  イ 合計所得金額が<u>220万円</u>以上<u>320万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの  ロ (略)</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>116,100円</u>  イ 合計所得金額が<u>320万円</u>以上<u>400万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの  ロ (略)</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>134,800円</u>  イ 合計所得金額が<u>400万円</u>以上<u>600万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの  ロ (略)</p> <p>(13) 次のいずれかに該当する者 <u>153,600円</u>  イ 合計所得金額が<u>600万円</u>以上<u>800万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの  ロ (略)</p> <p>(14) 次のいずれかに該当する者 <u>176,000円</u>  イ 合計所得金額が<u>800万円</u>以上<u>1,000万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>	<p>れにも該当しないもの  ロ (略)</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>123,600円</u>  イ 合計所得金額が<u>320万円</u>以上<u>420万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの  ロ (略)</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>145,800円</u>  イ 合計所得金額が<u>420万円</u>以上<u>520万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの  ロ (略)</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>152,100円</u>  イ 合計所得金額が<u>520万円</u>以上<u>620万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの  ロ (略)</p> <p>(13) 次のいずれかに該当する者 <u>177,500円</u>  イ 合計所得金額が<u>620万円</u>以上<u>720万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの  ロ (略)</p> <p>(14) 次のいずれかに該当する者 <u>183,800円</u>  イ 合計所得金額が<u>720万円</u>以上<u>1,000万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>	<p>字句の改正  字句の改正  字句の改正</p> <p>字句の改正  字句の改正  字句の改正</p> <p>字句の改正  字句の改正  字句の改正</p> <p>字句の改正  字句の改正  字句の改正</p>
---	---	---

<p>ロ (略)</p> <p>(15) 次のいずれかに該当する者 <u>194,700円</u></p> <p>イ 合計所得金額が1,000万円以上<u>1,500万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>	<p>ロ (略)</p> <p>(15) 次のいずれかに該当する者 <u>223,400円</u></p> <p>イ 合計所得金額が1,000万円以上<u>2,000万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>
<p>ロ (略)</p> <p>(16) 次のいずれかに該当する者 <u>209,700円</u></p> <p>イ 合計所得金額が1,500万円以上<u>2,000万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>	<p>ロ (略)</p> <p>(16) 次のいずれかに該当する者 <u>247,200円</u></p> <p>イ 合計所得金額が2,000万円以上<u>3,000万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>
<p>ロ (略)</p> <p>(17) 次のいずれかに該当する者 <u>224,700円</u></p> <p>イ 合計所得金額が2,000万円以上<u>3,000万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>	<p>ロ (略)</p> <p>(17) 次のいずれかに該当する者 <u>270,900円</u></p> <p>イ 合計所得金額が3,000万円以上<u>5,000万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>
<p>ロ (略)</p> <p>(18) 次のいずれかに該当する者 <u>247,200円</u></p> <p>イ 合計所得金額が3,000万円以上<u>5,000万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>	<p>ロ (略)</p> <p>(18) 次のいずれかに該当する者 <u>289,100円</u></p> <p>イ 合計所得金額が5,000万円以上<u>1億円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>
<p>ロ (略)</p> <p>(19) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>254,600円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号</p>	<p>ロ (略)</p> <p>(19) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>305,000円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号</p>	<p>字句の改正</p>

<p>被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度</u>から<u>令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、21,000円とする。</p> <p>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度</u>から<u>令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、30,000円とする。</p> <p>4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度</u>から<u>令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、46,500円とする。</p> <p>(賦課期日後における資格取得、喪失等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は<u>第9号ロ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当</p>	<p>被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度</u>から<u>令和8年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、21,000円とする。</p> <p>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度</u>から<u>令和8年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、30,000円とする。</p> <p>4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度</u>から<u>令和8年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、46,500円とする。</p> <p>(賦課期日後における資格取得、喪失等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、<u>第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ</u>又は<u>第13号ロ</u>に該当するに至</p>	<p>字句の改正 字句の改正</p> <p>字句の改正 字句の改正</p> <p>字句の改正 字句の改正</p> <p>字句の改正</p>
---	--	---

<p>該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p>	<p>った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第13号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p>	<p>字句の改正</p>
--	---	--------------

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(保険料に関する経過措置)

- 2 改正後の第7条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第13号）の施行による介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の改正に伴うほか、令和6年度から令和8年度までの第1号被保険者の保険料率を定めるため、所要の改正をするものである。